## 事業計画 (宮城県亘理町)

## 1. 海岸対策

### ① 海岸の状況

町内の地区海岸数 3地区海岸 被災した地区海岸数 3地区海岸 応急対策を実施した地区海岸数 3地区海岸 本復旧を実施する地区海岸数 3地区海岸

#### ② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表※。

仙台湾南部海岸② : T.P. 7.2m (対象:高潮)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公 衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

#### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の着工については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、 計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

#### ④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定\*1した。
- ・2地区海岸において、本復旧工事に着工※2した。
- ※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
- ※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

#### ⑤ 平成24年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工\*を目指す。
- ※ 上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

### ⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波(レベル2)も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。
- ・鳥の海地区海岸の堤防高については、地元との調整を進めながら検討する。

### 海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

				施設の高	高さ (T.P)				;	復旧の予算	È					
市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)	応急 対策	概要計画 策定		左記の 実施状況	工事着工	左記の 実施状況	工事 完了	左記の 実施状況	H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を記載
亘理町	吉田砂浜	3,596	堤防,離岸堤	6.20	7.20	完了	H23.10	H23.12	策定中	H24.1	着工済み	H28.3		·応急復旧·用地買収 ·概略設計·本工事 ·詳細設計	本工事	
亘理町	鳥の海 (大畑浜)	3,252	堤防,防潮水門	3.00	3.60	完了	H23.10	H23.12	策定中	H24第2 四半期	着工予定	H28.3	完了予定	•詳細設計	本工事	
亘理町	荒浜漁港	1,427	堤防、離岸堤	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.6	策定中	H24.2	着工済み	H26.3		<ul><li>・応急復旧</li><li>・詳細設計</li><li>・本工事(離岸堤のみH23年度着 T)</li></ul>	本工事	

# 宮城県沿岸の地域海岸分割図

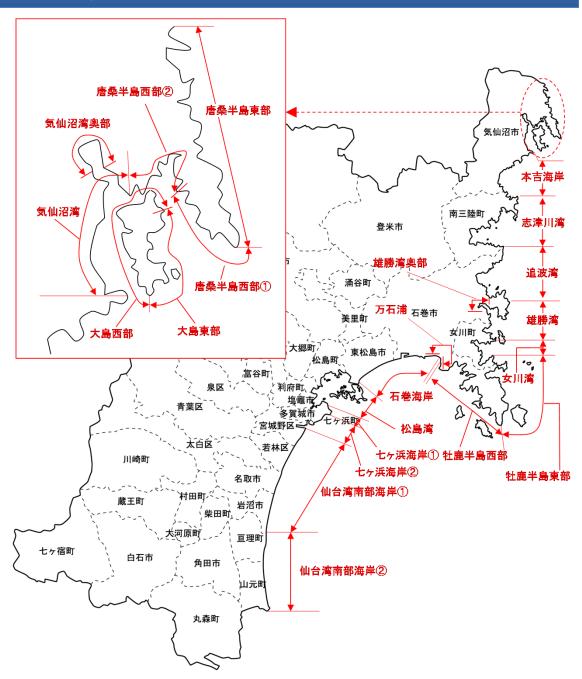
## ≪宮城県における地域海岸の考え方≫

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1)湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽 効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3)砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



## 2. 河川対策

#### 【国管理河川(阿武隈川)】

- ① 阿武隈川\*1では、亘理町で9箇所(阿武隈川では58箇所)の堤防の決壊、亀裂や 沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、被災前の堤防形状まで の応急対策を完了。平成24年3月末時点で、6箇所については、被災前と同程度の 安全水準を確保し本復旧を完了。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの3箇所全てにおいて、平成24年出水期(6月頃~)までに被災前と同程度の安全水準(地盤沈下分を含む)を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。
- ③ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。 仙台湾南部海岸: TP7.2m

平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定(案)を作成し、岩沼市、亘 理町に提示。

阿武隈川河口部: TP7.2m (新計画堤防高)

- ④ 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を逢隈地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある荒浜地区等について対策を実施。
- ⑤ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー(1箇所)を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ⑥ 平成23年度における成果 堤防で被災した箇所のうち、
  - ・平成24年3月末までに、6箇所については、被災前と同程度の安全水準(地盤 沈下分を含む)を確保し、本復旧を完了
    - ・残りの3箇所の全てについても本復旧工事に着手。

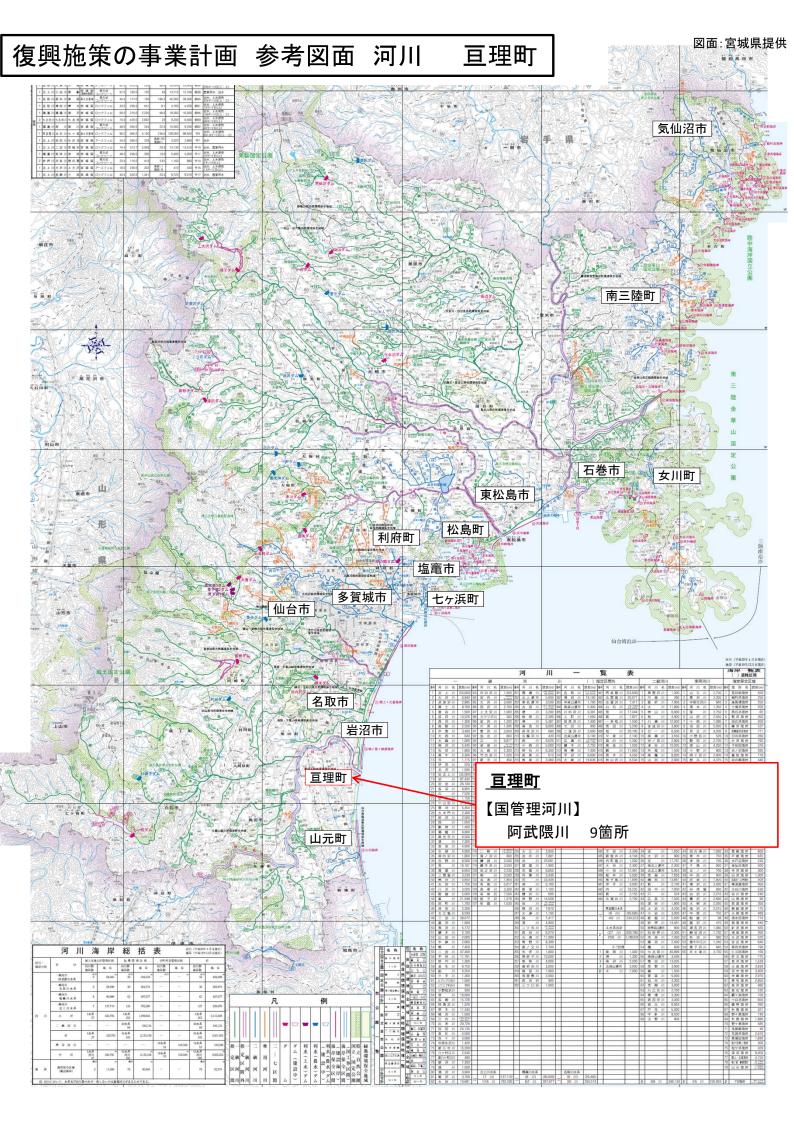
阿武隈川の河口部の河川堤防高の設定(案)を作成し、岩沼市、亘理町に提示

#### ⑦ 平成24年度の成果目標

堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期(6月頃~)までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準(地盤沈下分を含む)を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における荒浜地区等について、津波対策等として 必要な高さまでの堤防整備、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化 対策を実施し、逢隈地区の自動化及び遠隔操作化、及び荒浜地区の堤防の液状化対策 については、平成24年度中に完了予定。

※1 位置図を参照



## 3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 2,050ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な 被害

- ② 施設の復旧
  - 応急復旧状況大畑浜排水機場、橋本堀排水路等の基幹的排水施設について実施済み
  - 〇 本格的復旧 復興計画を踏まえて着手し、概ね4年以内の完了を目指す。
- ③ 農地の復旧

概ね3年以内の復旧を目指す。

- 平成23年度当初から既に営農が可能な農地 約70ha(常磐自動車道西側地域等)
- 平成 24 年度から営農が可能な農地(現在復旧中の農地を含む)約 930ha(亘理除 1 地区等)
- 〇 平成 25 年度以降、順次、営農再開を目指す農地 約 1,050ha

現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。

④ 区画整理等検討状況亘理地区等において、大区画化等の区画整理が検討されているところ。

## 4. 海岸防災林の再生

- 海岸防災林の防潮工 596m、林帯 105.6h a が被災。
- ② 林帯については、年内を目途に町復興計画や他事業との調整等を行い、林帯地盤 の復旧等に必要な設計等の後、着工予定。
- ③ 林帯地盤についての本復旧は、概ね5年で完了見込み。樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね5年度で完了させることとし、全体の復旧を概ね10年で行うことを目指す。

(保全対象:国道123号線、農地、人家(吉田地区他)) (なお、当地区は、民有林直轄治山事業により国が直轄実施する。)

- ① 箇所名: 亘理地区(国有林)
- ② 海岸防災林の林帯 19ha が被災。
- ③ 被災した林帯については、現在、一部がれき置場として地方自治体に貸し付けしており、がれき置場の利用状況、町復興計画及び他事業との調整等踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。
- ④ 盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は概ね5年で完了させ。苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね 10年で完了することを目指す。

(保全対象:国道123号線、農地、人家(吉田地区他))

(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が 直接実施する。)

## 5. 漁港

① 被害状況

漁港数:1漁港

被災漁港数:1漁港

## ② スケジュール

亘理町内の荒浜漁港において、平成23年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使 用が可能となっている。

今後、必要性の高い機能を選定の上、平成25年度中に漁港施設の復旧の完了を目 指す。

## 6. 復興住宅(災害公営住宅)

- ① 地区名:荒浜
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標 用地取得、設計、工事を順次行う。

## 7. 復興まちづくり

- (1) 防災集団移転促進事業
- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区:なし集団移転促進事業計画の策定準備中地区:荒浜地区外2地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から集団移転促進事業計画案 作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業 化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標 集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。
- (注)集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。
- (2) 造成宅地滑動崩落緊急対策
- ① 地区名:長瀞地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標 滑動崩落防止のための工事を行う。
- (3) 学校施設等
- ① 幼稚園・小中高等学校等
- (i) 公立学校

#### <亘理町立学校>

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫 補助に申請予定の8校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 〇 比較的軽微な被害に留まる5校については、平成24年度内の復旧完了を目標と する。
- 〇 甚大な津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる3校のうち、荒 浜小学校については、平成24年度に着手し24年度内の復旧完了を目標とする。長

瀞小学校については、平成 24 年度中に仮設校舎を建設するとともに、当町の震災 復興計画に基づき平成 24 年度内に事業着手し、平成 27 年 3 月までに復旧完了を目標とする。

荒浜中学校についても、当町の震災復興計画に基づき平成 24 年度内に事業着手 し、平成 27 年 3 月までに復旧完了を目標とする。

### <県立学校>

亘理町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した1校については、比較的軽微な被害に留まり、平成23年度内に復旧完了した。

### ② 公立社会教育施設(公立社会体育施設を含む)

#### <町立社会教育施設>

東日本大震災により被災した亘理町立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の7施設について、以下のとおり早期の復旧をめざす。

- 〇 比較的軽微な被害にとどまるB&G海洋センタープール、佐藤記念体育館、日就館の4施設については、平成23年度で事業完了。
  - 中央公民館、悠里館については、平成24年度内で事業完了予定。
- 〇 甚大な被害を受けた荒浜体育館、吉田体育館の2施設については、併設する荒浜 支所、吉田支所の復旧と併せて、亘理町復興計画に基づき平成23年度から事業着 手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

## 8. 土砂災害対策

- ① 平成23年8月末までに、町内約40箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ② 最大震度 6 弱を観測した亘理町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 2 3 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

## 9. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量(1,267 千トン)の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 24 年 3 月までに完了した。なお、平成 24 年 4 月 2 日現在、全ての災害廃棄物の 99%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等(公物を除く。)の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年3月までに概ね完了した。 損壊した公物の解体については、平成24年3月までに完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

## 工程表(宮城県亘理町)

			23				124				<del>1</del> 25				H26		H27以降
	4月	7月	10月		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	112/以阵
1. 海岸対策			計画堤防器 (9/9宮城県	島さの公表 単心表)													
			(3/ 3 🖂 🚜 5														$\overline{}$
	応急対	## <b>\</b>	施工準値	<sub>備</sub>	_	<b>太</b> 復	四/逐步空子	71 全ての	区間について	で舞わら年で	の空フた日	塩才 )					\
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	·* //	(堤防設計	<b>十</b> 等)		410	山(建久元)	し、主(い)		-1M140+ (	.v/.c.j ~ p	1H 9 o /					/
		/				<u> </u>			1								
L. 71717174			国管理)	12 4年出水期(6月	頃~)を目途に、	٠	大海口(	河口却では		担吐の救借	計画 古町村	・	→両笙た雰ャ	まえ、整備を逐	マクロ 四・	5000000000000000000000000000000000000	- 全笛記信口
	応急対策	施工準		124年出水期(6月 を除き被災前と (地盤沈下	同程度の安全水準 分を含む)までの	****	本1友1口()	川口即では、	解放り の神戸	・疑例の金浦	司四、川川介	東ルの後央	一回寺で店	まれ、笹川で区	公元」し、「「「「「「「」」	ねつ十を日座に	**************************************
(国管理河川:阿武隈川)		///(堤防設	(計等)		本復旧を完了予定	PER CONTRACTOR	本復旧(	ナル 沈井 ル 社 竺 笠	t disk to the								
	<b>←</b>	1'	> 出水期			国官理	/ AK10 / K10 20.	(14/枚1人16列東等	<b>∠ルス・大ル</b>		S 111-14-#8				S 111 -14 ##		
		※)避難判断水		げて運用	<b>←</b>		出水期		<b>←</b>		→ 出水期			<del>-</del>	→ 出水期		
3. 下水道対策																	
	※宮城県	流域下水道	直(県南浄	化センター)	に記載												
		1	ı	1	ı												
4 典地 典类中状乳													1				
4. 農地•農業用施設																	
					十名口											$\overline{}$	
基幹的農業用施設	がれき の撤去	応急復旧			本復旧		丽 他重業領	をとの調整#	が完了した箇	<b>所から順次</b>	'善手)					`	}
(大畑浜排水機場等)	の撤去			_	(5) (5)	C V IX <del>X I</del> II	四、心于不下	子こりの正人	, ,C , O, C 🖂	17173 SIRS	/H ] /						
	-																
用排水施設の機能が確保さ					堂	農再開											
れ、平成23年度当初までに 除塩等を行い、すでに営農	除塩等				-		により、区画	整理を実施	11.								
が可能となった農地																	
(常磐道西側地域)																	
																	$ldsymbol{ld}}}}}}}}$
ヘドロ等が薄く又は部分的	ىد ـ رى ر	- O +t++		用排水施設の	1		営農再開										/
に堆積している農地	かれき	きの撤去	機	能確保等	1			向により、区	医画整理を実	施)							/
(亘理除1地区等)					1												
(旦理隊   地區等)																	
	I	I	1	1	I	1	I	T	I	1	I	I	1	I	1		L

		Н	23			-	124			Н	25		1		H26		
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	H27以降
上記以外の農地	がれき	の撤去		土砂	撤去、除塩、	畦畔の復旧	3等						JIÇ				
(注)土豆恵ルタのコ	<u> </u>   まょぐこ	<b>申 4447この</b> い	て 軟件の	ウスはい	2011179 1.+>	フリークバナ			<u></u>	L	l	L				.J	<u></u>
(注)大区画化等のコ 本工程は、被災し								示したもの。									
5. 海岸防災林					-				1								
6. 海岸防災林 (民有林直轄治山事 業により国が直轄実					林帯地	盤の復旧	<b>→</b>	防風工等の	施工が完了	した箇所だ	いら順次植	栽を実施					
施)			 ļ														
		L ,	J	│ がれき	    置き場 	<u> </u>	. L -,	_	.L	 	↓ 	.l_	╛ ┐╴╸╴╴	L :	======		
6. 海岸防災林 (国有林)		がれき処理			\   	施工準備			林帯地盤の復旧 → 防風工等の施工が完了した箇所から (概ね5年で完了) 順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね10年で完了)								
6. 漁港·漁場·養殖施記 (1)漁港	 g·大型定置   	<u> </u>   <del> </del>															
	23年6月 にがれき 撤去完了	>			25年度	表までに漁港	巻施設の復	旧の完了を目打	旨す								
7. 復興住宅(災害公営	住宅等)																
/. 復興仕毛(災害公宮 <u>1</u>		住宅復の策定	興計画						具体的な計	画が決まっ	たものから』	順次、用地耳	▲	┙ <b></b> 工事着手 <b></b> -	_	↓ 	\ `
8. 復興まちづくり (1)防災集団移転・[	       																
								→ 作成に向け 策定、住民の			┗ <b>━ ━ −</b> に向けたシ <b>━ ━ −</b> −	┙ー ー ー 隼備が整っ - ー ー ー	<b>└                                    </b>	ーーー・	<b></b> 業に着手 	 	\ /

			H23				H24				H25				H26		H27以陷
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	H2/以
(2)被災した造成宅均	也につい	て															
					緊急対	策工事に	着手 🖊										
					ļ		_,_′										
(3)学校施設等																	
幼稚園・小中高等	学校等																
<町立学校>																	
比較的軽微な被 害に留まる学校					<b>拉</b> 泰笠	の土物作	10										
の復旧					校舌寺	の本格復	II		7								
サーンが中と立									ı								
甚大な被害を受 けた学校の復旧									校舎等の	の本格復l	日						<b>&gt;</b>
1772 ] [XV) [X [L]									1								
<県立学校>																	
<宗立子校>																	
比較的軽微な被																	
害に留まる学校		校舎等	の本格復	ib )	>												
の復旧				/													
7.71 <b>-1.</b> 24.14.\																	
<私立学校>																	
比較的軽微な被																	
害に留まる学校	※国庫補	甫助申請村	交なし。														
の復旧																	

		H2					H24				H25			H26				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	H27以	
公立社会教育施	設(公立社会	会体育施設	•公立文	化施設を含	含む)													
<公立社会教育	施設>																	
	B&G海 洋セン タープー ル	施設の 本格復	>															
	佐藤記念 体育館			本格復用	>													
比較的軽微な被 害に留まる社会 教育施設の復旧	日就館			本格復 日														
	中央 公民館				施設の	本格復旧			>									
	悠里館				施設の	本格復旧			>									
基大な被害を受 けた社会教育施	荒浜 体育館				施設の	本格復旧			>									
設施設の復旧	吉田体育館				施設の	本格復旧			>									
砂災害対策	土砂災害危障所の点検等 (※)土砂災害	<b></b> (季戒情報の発	表基準を引	き下げて運用														

		ŀ	123			F	124				H25				H26	6	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	H27以降
). 災害廃棄物の処理																	
		<i>\</i>	(住民が生	E活している場所	iのifくのタ	(害廃棄物)											
		_/		1	1												
				$\overline{}$													
					<b>)</b> (その	他の災害廃棄物	<b>J</b> )										
						1	1										
								1					Z				·\
													<i>)</i>				
			(由四	処理·最終処分	`						(ナノギ :	-1.6U L	<b>┛┛┛</b> ┛┛				/
			(中间	处理"取於处力	)						(本くり、	コングリートく	9 の再生利用	Ħ)			